

〔道路メンテナンス年報〕  
山形の道路メンテナンス概要



2024年1月  
山形県道路メンテナンス会議

## まえがき

山形県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は、約 16,900 km におよび、その中には約 9,500 の橋梁、約 160 のトンネル、約 560 の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2023 年 3 月末時点では約 3,300 橋で、全体の 36% であり、20 年後には 77% の約 7,000 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2018 年度までの 5 年間（1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「山形県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「山形の道路メンテナンス概要」は、山形県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

山形県道路メンテナンス会議 会長  
(山形河川国道事務所長) 森田 裕介

# 目 次

1 道路構造物の現状 .....	1
(1) 道路構造物の管理者 .....	1
(2) 道路構造物の急速な老朽化 .....	1
2 山形の道路メンテナンス概要について .....	2
(1) 概要 .....	2
(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について .....	2
3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果 .....	3
(1) 2 巡目 (2019～2022 年度) の点検結果 (全道路管理者) .....	3
(2) 2 巡目 (2019～2022 年度) の点検結果 (管理者別) .....	5
(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況 .....	11
(4) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合 .....	14
(5) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の点検結果 (全道路管理者) .....	17
(6) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の点検結果 (管理者別) .....	18
4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況 .....	20
(1) 1 巡目点検施設における修繕等措置の実施状況 .....	20
(2) 2 巡目点検 (2019～2022 年度) の実施施設における修繕等措置の実施状況 .....	24
(3) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の実施施設における修繕等措置の実施状況 .....	27
(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況 .....	30
(5) 修繕等措置の取り組み事例 .....	31
5 道路メンテナンス会議の取り組み .....	35

# 1 道路構造物の現状

## (1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約6割を市町村で管理しています。

表1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

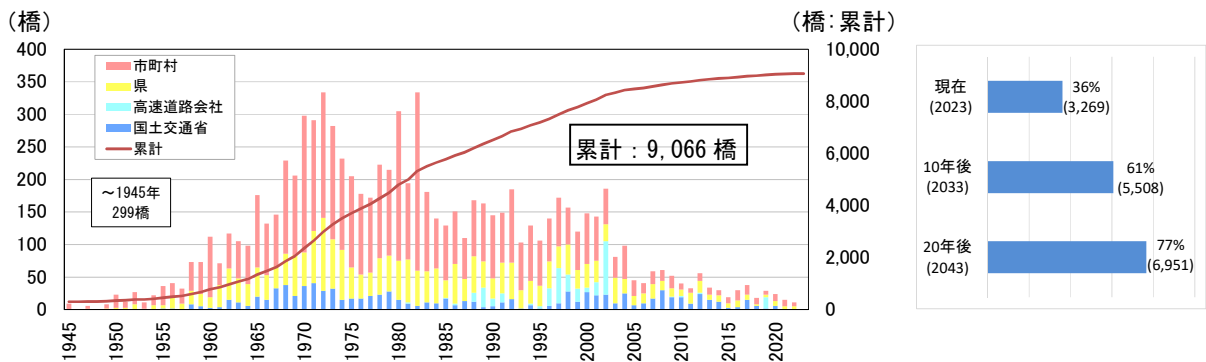
管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	道路附属物等			
					シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	553	952	47	233	27	93	37	76
高速道路会社	221	338	40	173	14	125	0	34
県	3,094	2,509	57	133	27	33	22	51
市町村	13,051	5,724	19	21	6	10	2	3
合計	16,919	9,523	163	560	74	261	61	164

※2023年3月末時点  
 ※道路延長は「道路統計年報2022」より集計

## (2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

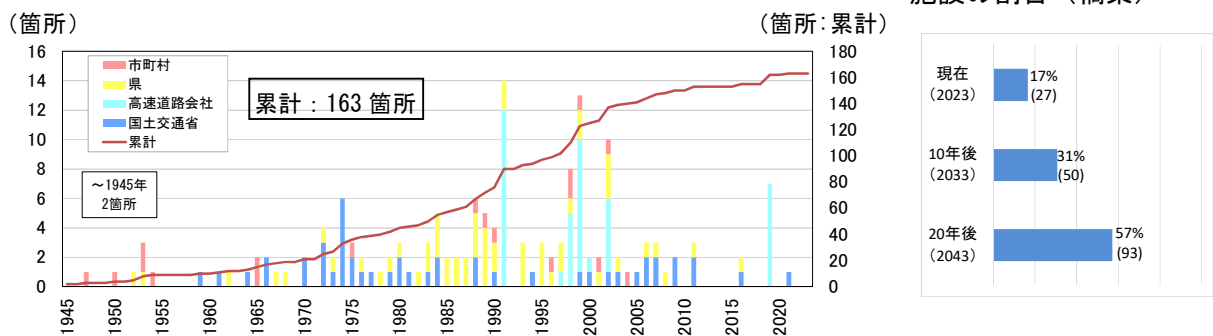
特に施設数の多い橋梁で見ると、建設後50年を経過した橋梁は、現在36%であり、10年後には61%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約500橋ある。  
 (出典) 道路局調べ (2023.3末時点)

図1-1 建設年代別施設数 (橋梁)

図1-2 建設後50年を経過した施設の割合 (橋梁)



(出典) 道路局調べ (2023.3末時点)

図1-3 建設年代別施設数 (トンネル)

図1-4 建設後50年を経過した施設の割合 (トンネル)

## 2 山形の道路メンテナンス概要について

### (1) 概要

- 山形県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「山形の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等<sup>※1</sup>については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
  - 2巡目（2019～2022年度）及び過年度（2014～2022年度）の点検結果<sup>※2</sup>
  - 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2022年度）、過年度の点検（2014～2022年度）における修繕等措置状況
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

<p>道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。</p> <p>→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。</p>	<p>今後どのように措置していくのか。</p> <p>→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。</p>
---	---

※1 道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等  
 ※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計  
 ※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

### (2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

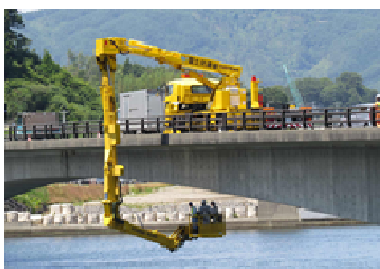


写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況



### 3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

#### (1) 2巡目(2019~2022年度)の点検結果(全道路管理者)

2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、橋梁 87%、トンネル 75%、道路附属物等 78%です。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 46%、Ⅱ 41%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 72%、Ⅲ 28%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 31%、Ⅱ 58%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。(次頁以降も同様)

#### 〇2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者)

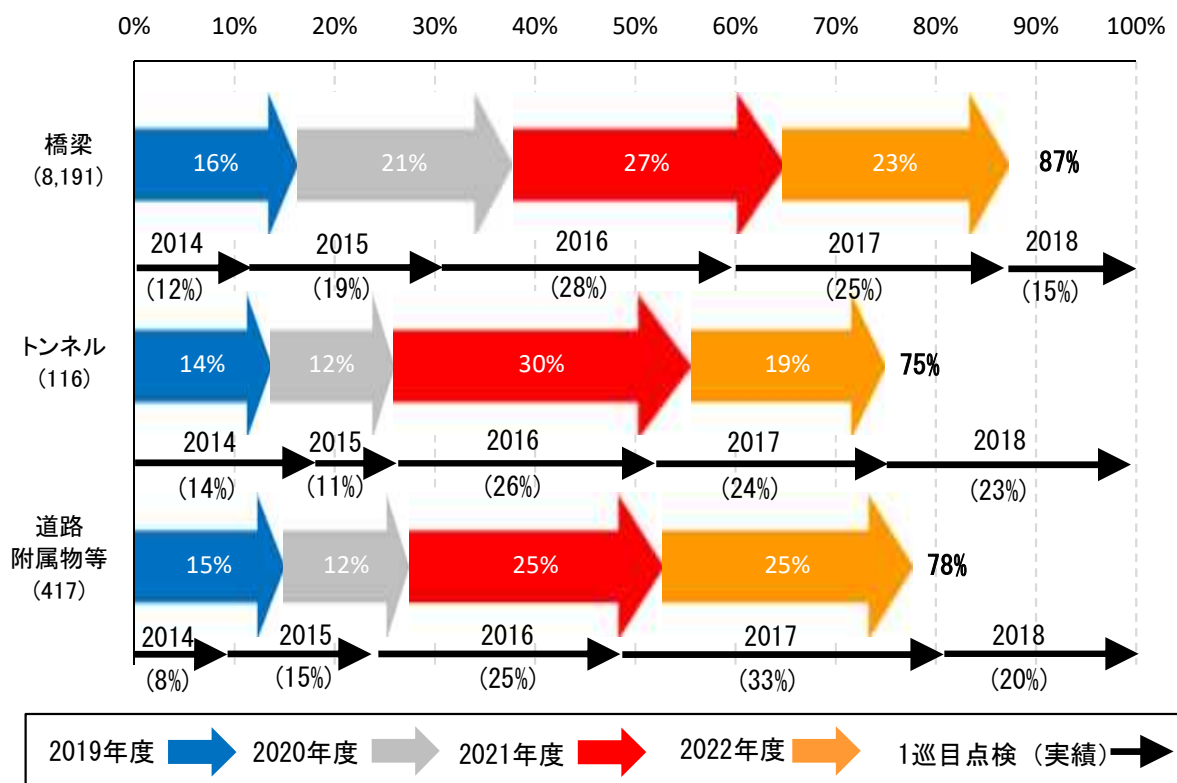


図3-1 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者合計)

※( )内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-1 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	9,523	9,394	8,191	87% (84%)
トンネル	163	155	116	75% (75%)
道路附属物等	560	537	417	78% (81%)

2023.3末時点

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。( )内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

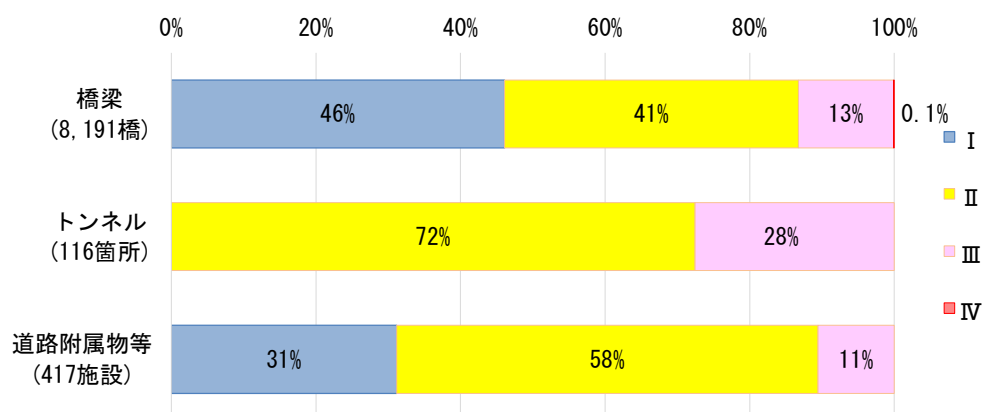


図3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
橋梁	8,191	3,774	3,333	1,077	7
		46%	41%	13%	0.1%
トンネル	116	0	84	32	0
		0%	72%	28%	0%
道路附属物等	417	130	243	44	0
		31%	58%	11%	0%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

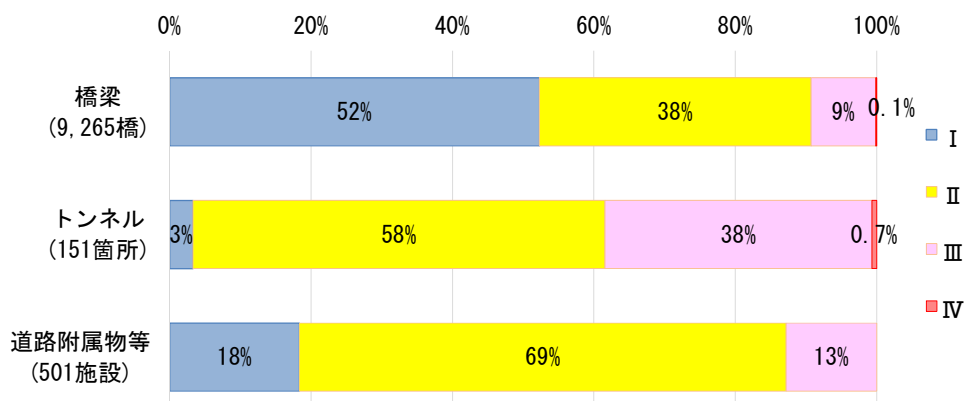


図3-3 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2019年3月時点での集計値  
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

## (2) 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検結果 (管理者別)

### ① 橋梁

橋梁の 2 巡目 (2019~2022 年度) の累積点検実施率は、国土交通省 81%、高速道路会社 77%、県 79%、市町村 92%です。

全管理者の判定区割合は、Ⅰ 46%、Ⅱ 41%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

### ○2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

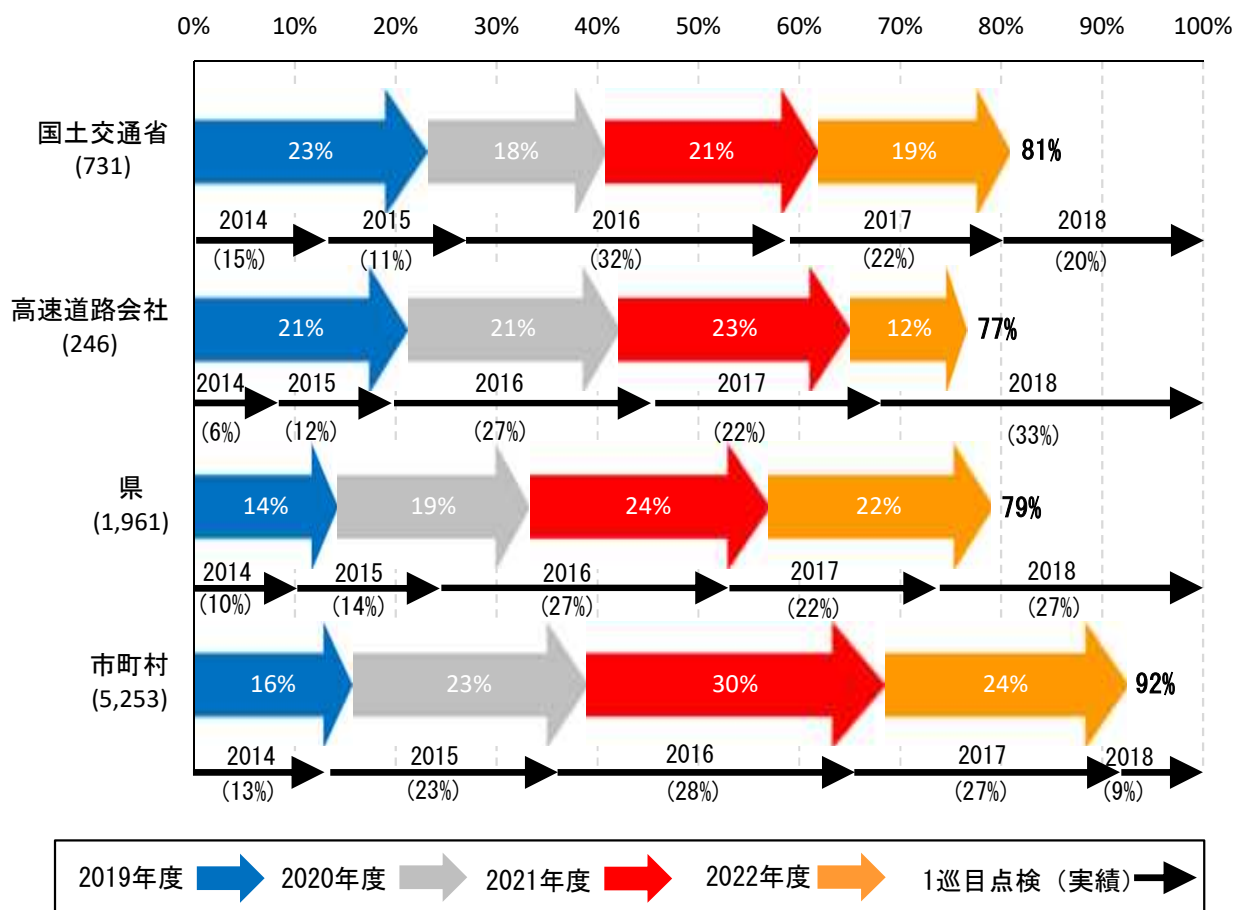


図 3-4 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

※ ( ) 内は、2019~2022 年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-3 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	952	904	731	81% (80%)
高速道路会社	338	321	246	77% (67%)
県	2,509	2,485	1,961	79% (73%)
市町村	5,724	5,684	5,253	92% (91%)
合計	9,523	9,394	8,191	87% (84%)

2023.3 末時点

※1: 2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。( ) 内は、1 巡目 (2014~2017 年度) における点検実施率。



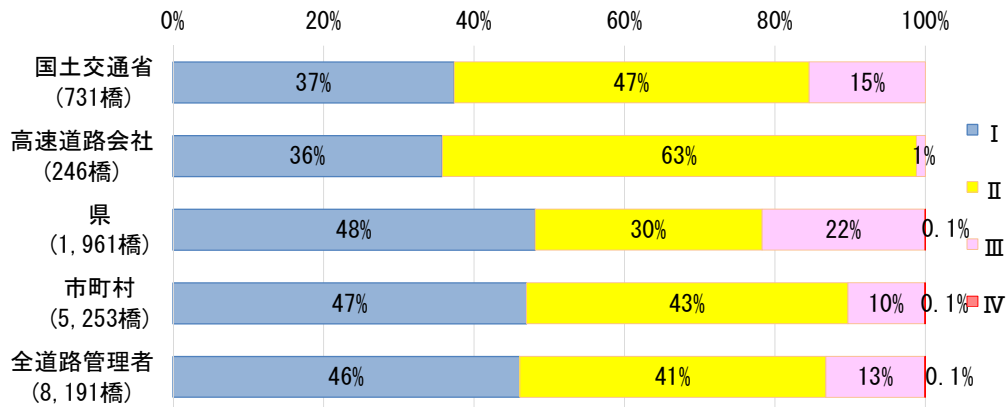


図3-5 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-4 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	731	273	345	113	0
		37%	47%	15%	0%
高速道路会社	246	88	155	3	0
		36%	63%	1%	0%
県	1,961	944	591	425	1
		48%	30%	22%	0.1%
市町村	5,253	2,469	2,242	536	6
		47%	43%	10%	0.1%
合計	8,191	3,774	3,333	1,077	7
		46%	41%	13%	0.1%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

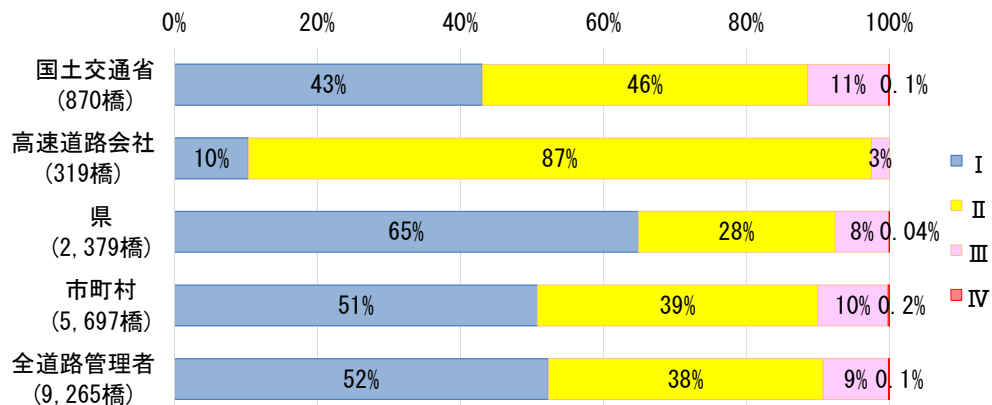


図3-6 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019年3月時点での集計値  
※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、国土交通省 89%、高速道路会社 79%、県 77%、市町村 26%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 0%、Ⅱ 72%、Ⅲ 28%、Ⅳ 0%です。

〇2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

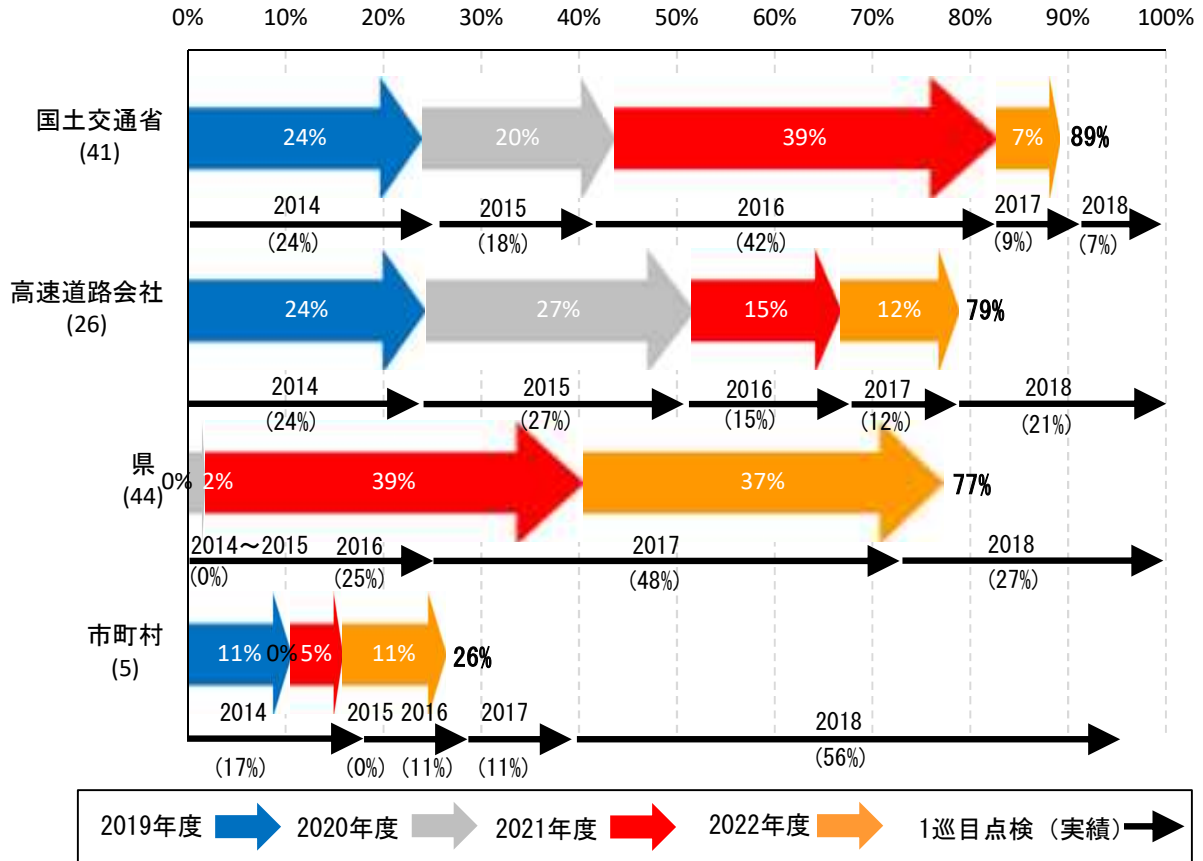


図3-7 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-5 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	47	46	41	89% (93%)
高速道路会社	40	33	26	79% (78%)
県	57	57	44	77% (73%)
市町村	19	19	5	26% (39%)
合計	163	155	116	75% (75%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。2023.3末時点  
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率。

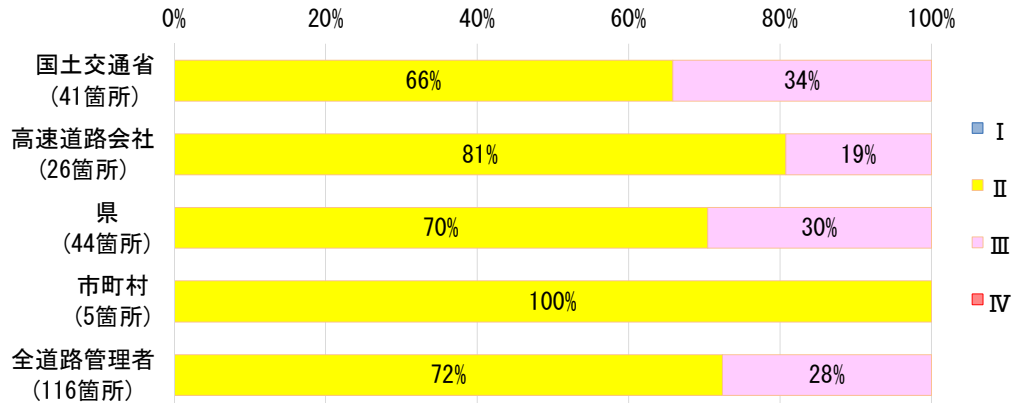


図3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-6 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	41	0	27	14	0
		0%	66%	34%	0%
高速道路会社	26	0	21	5	0
		0%	81%	19%	0%
県	44	0	31	13	0
		0%	70%	30%	0%
市町村	5	0	5	0	0
		0%	100%	0%	0%
合計	116	0	84	32	0
		0%	72%	28%	0%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

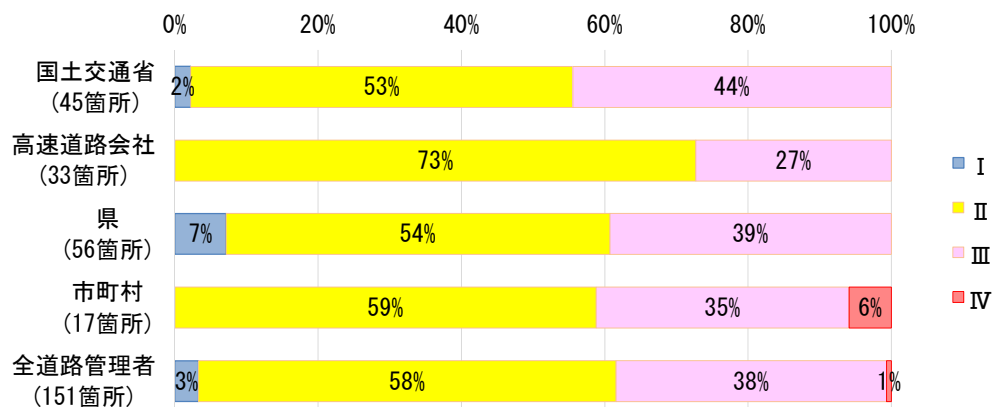


図3-9 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2019年3月時点での集計値  
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### ③道路附属物等

道路附属物等の2巡目（2019～2022年度）の点検実施率は、国土交通省 77%、高速道路会社 82%、県 78%、市町村 52%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 31%、Ⅱ 58%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%です。

○2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（道路附属物等）

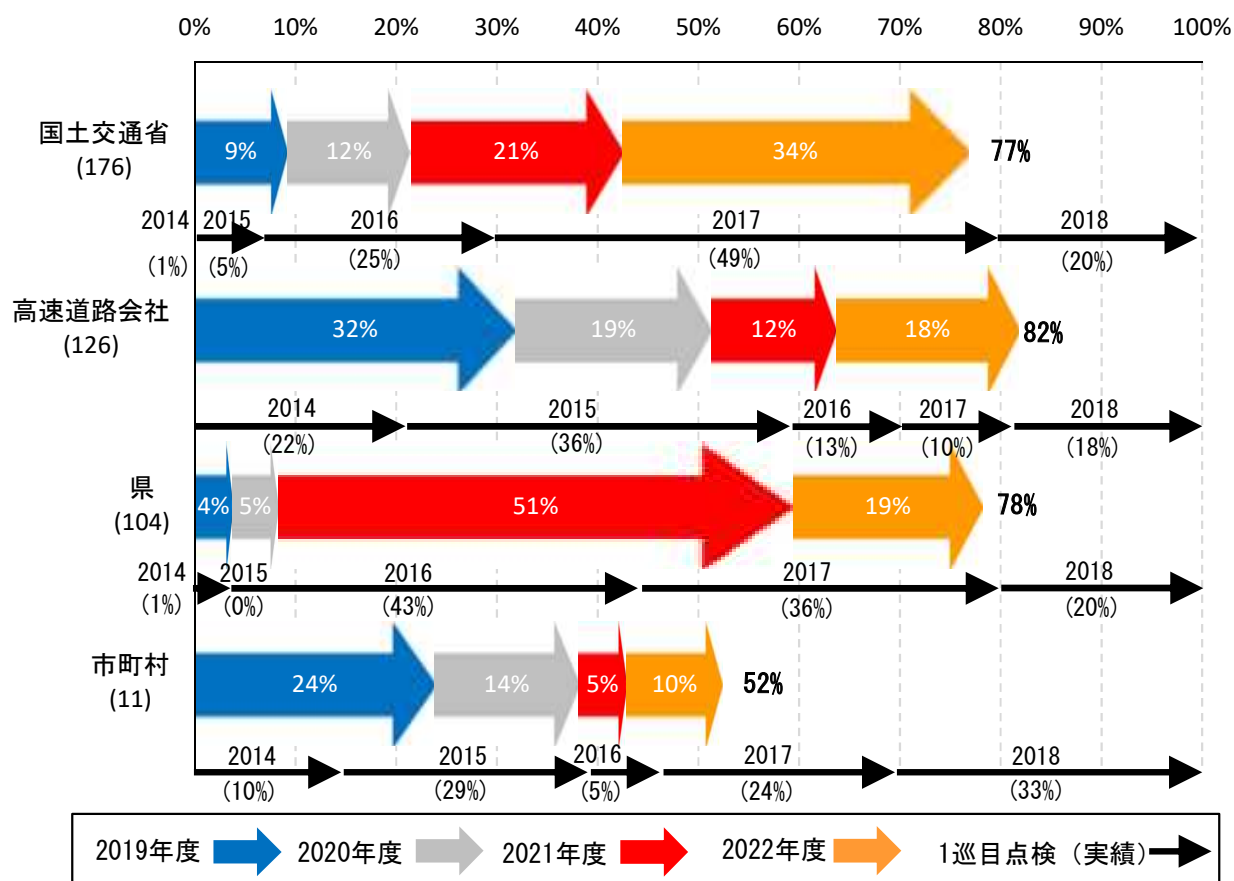


図 3 - 1 0 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（道路附属物等）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表 3 - 7 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（道路附属物等）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	233	229	176	77% (80%)
高速道路会社	173	154	126	82% (81%)
県	133	133	104	78% (80%)
市町村	21	21	11	52% (68%)
合計	560	537	417	78% (81%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。 2023.3末時点  
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率。

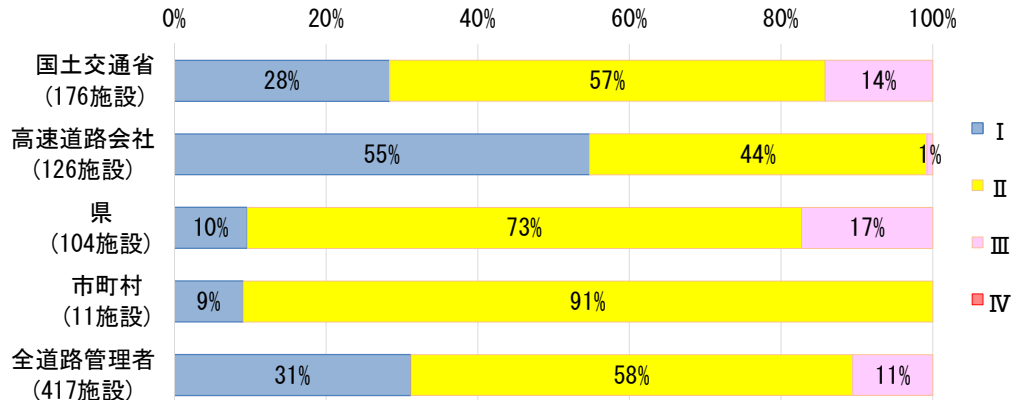


図3-1-1 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
国土交通省	176	50	101	25	0
		28%	57%	14%	0%
高速道路会社	126	69	56	1	0
		55%	44%	1%	0%
県	104	10	76	18	0
		10%	73%	17%	0%
市町村	11	1	10	0	0
		9%	91%	0%	0%
合計	417	130	243	44	0
		31%	58%	11%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

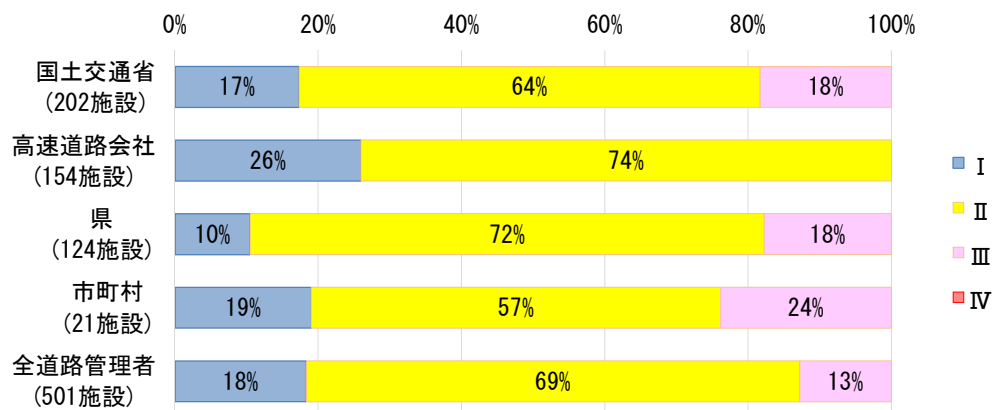


図3-1-2 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2019年3月時点での集計値  
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### (3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

#### ①橋梁

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で10%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

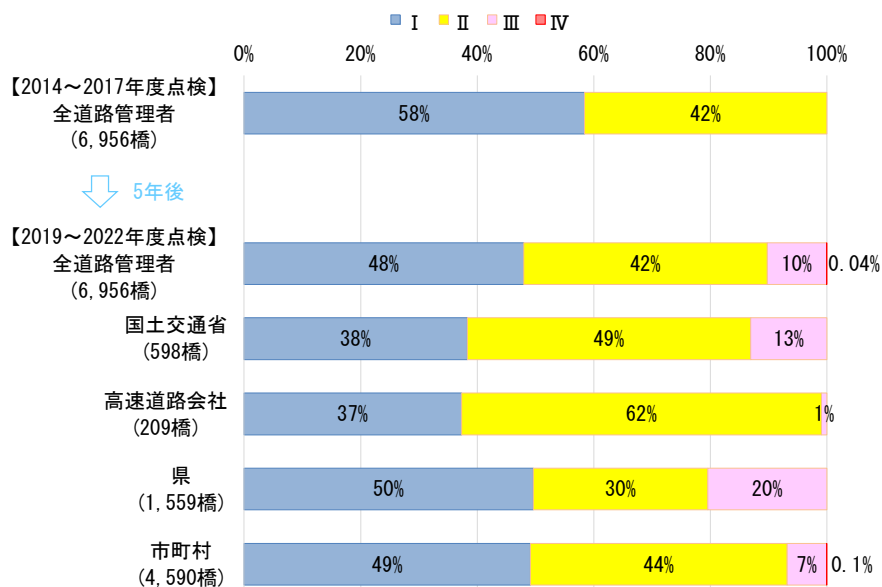


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※（）内は、1巡目（2014～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

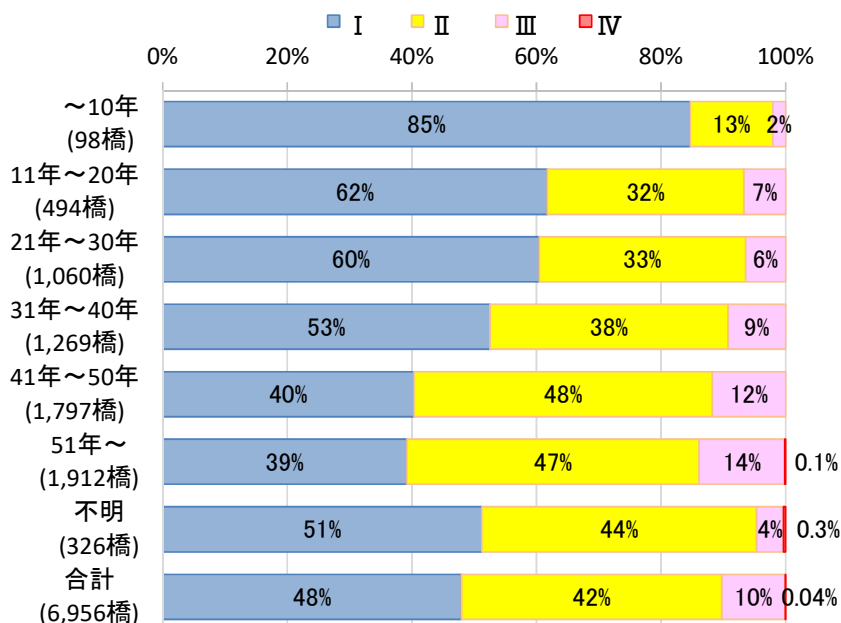


図3-14 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。



## ②トンネル

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で10%です。

トンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

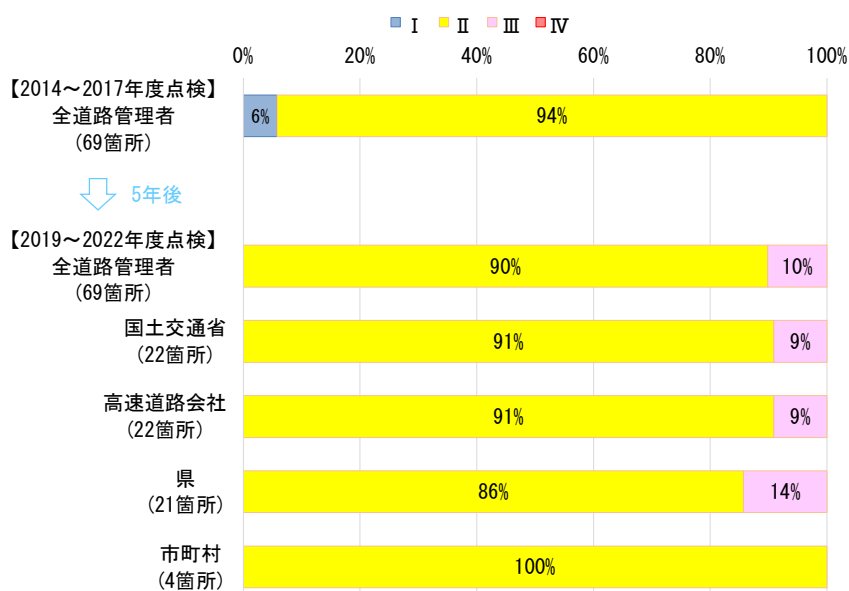


図3-15 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

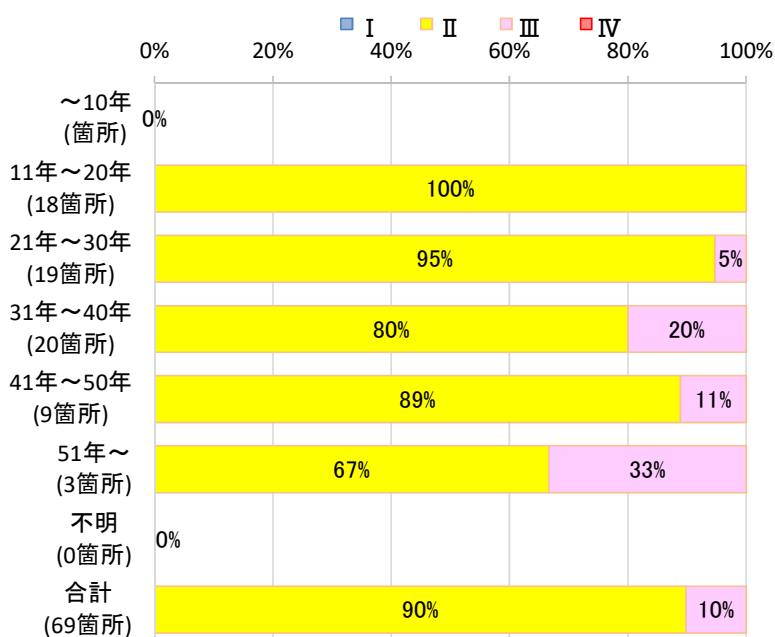


図3-16 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### ③道路附属物等

1 巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で5%です。

道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

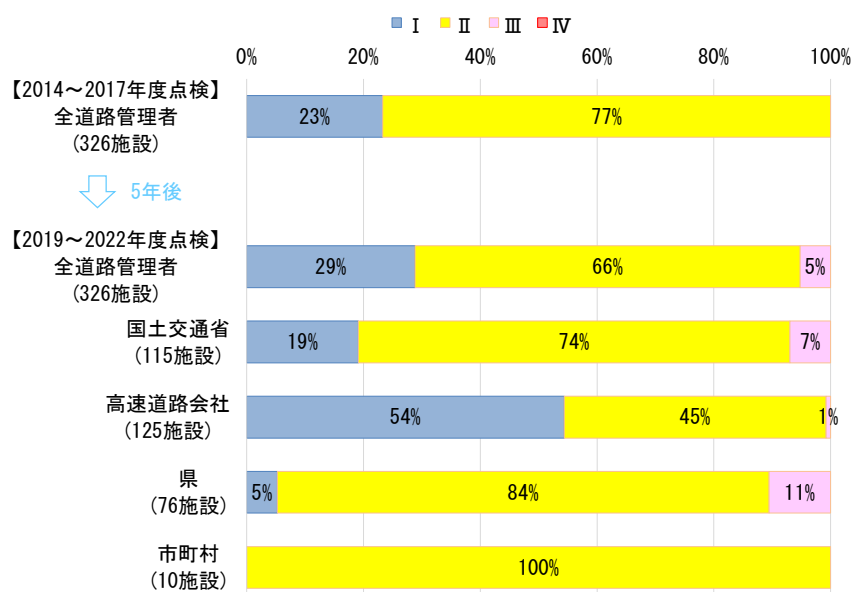


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

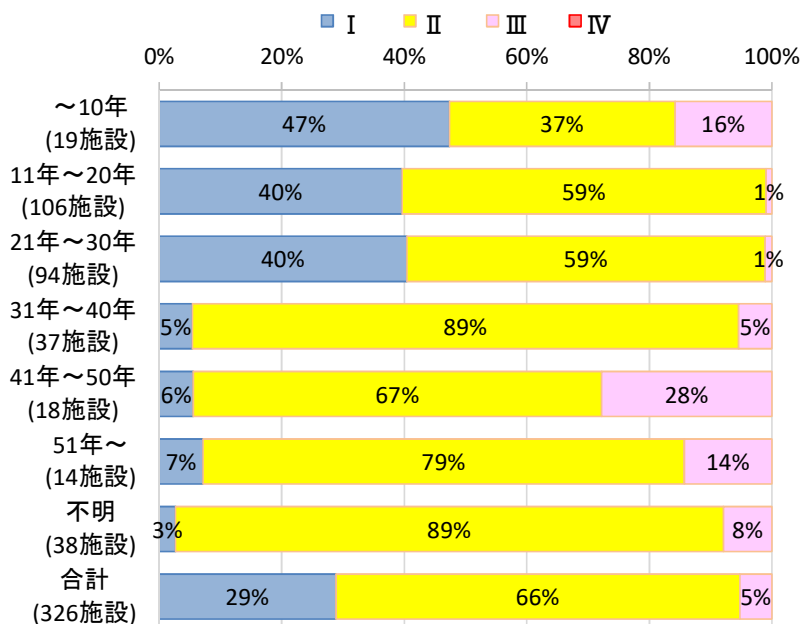


図3-18 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(4) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

① 橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、I 46%、II 41%、III 13%、IV 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は1,211橋です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分IIIの施設数が増加しています。

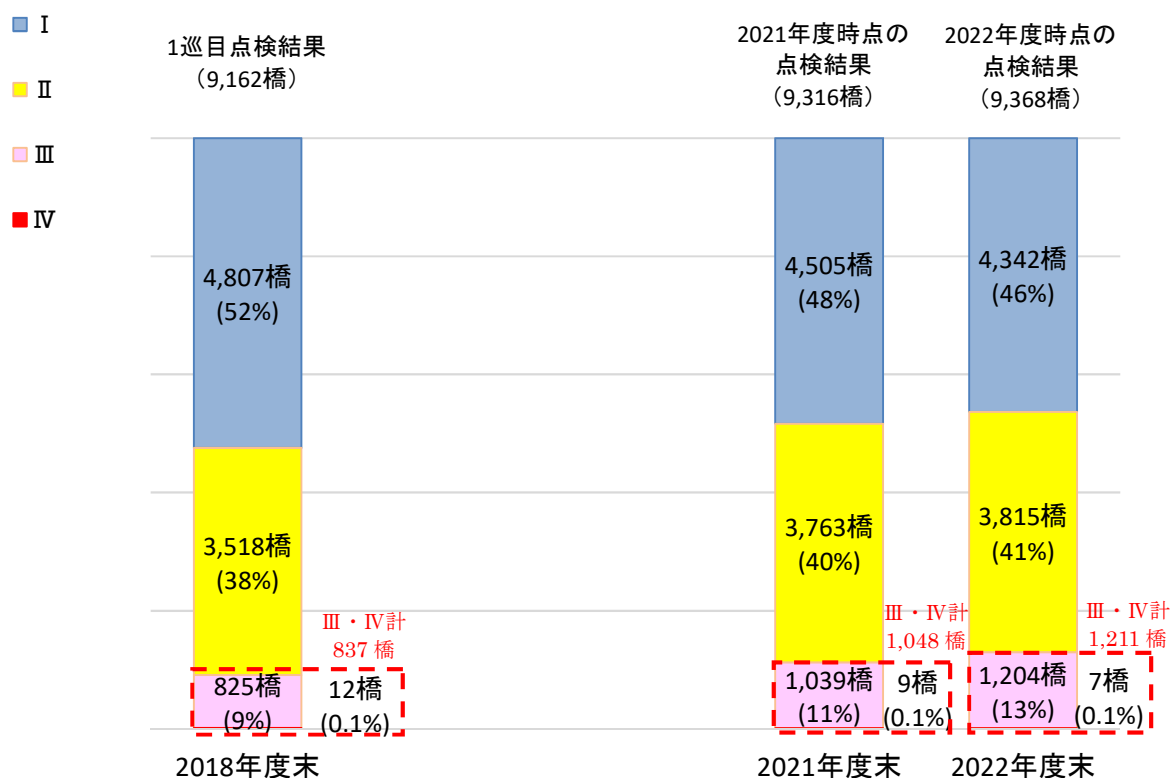


図3-19 各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

## ②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 0%、Ⅱ 68%、Ⅲ 31%、Ⅳ 1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは49箇所です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

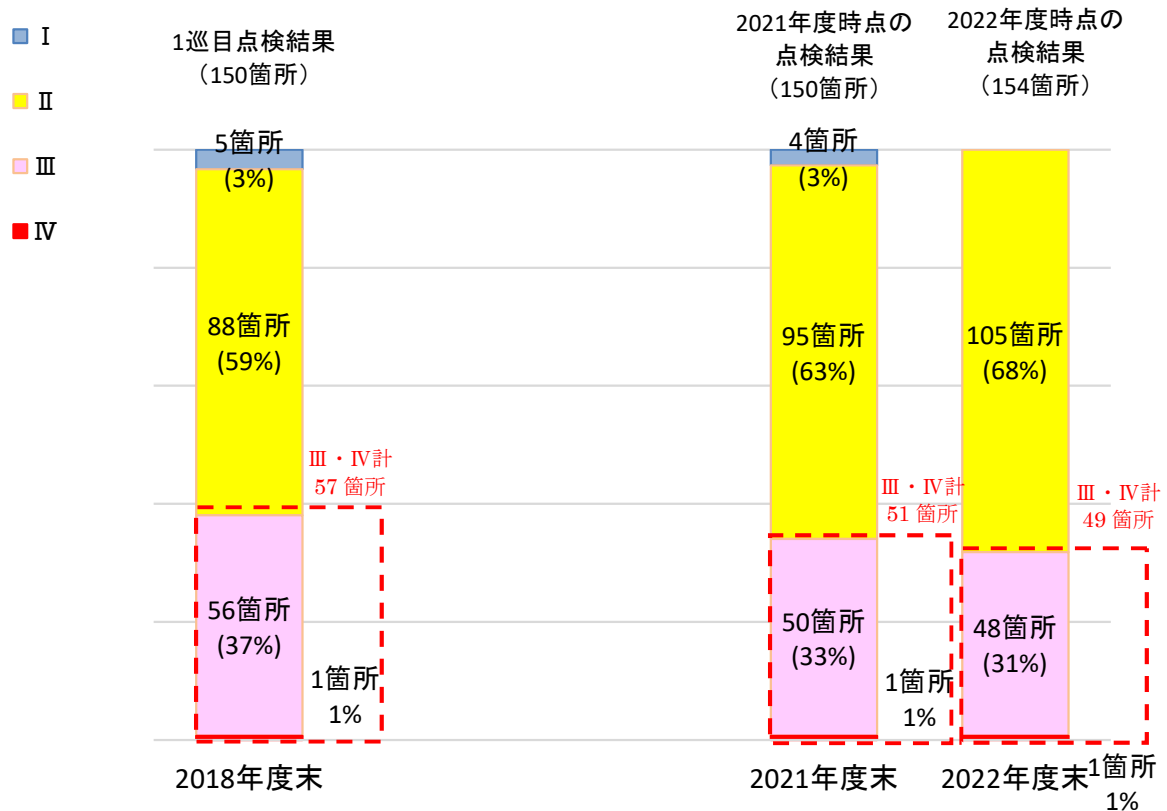


図3-20 各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

### ③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 28%、Ⅱ 61%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は60施設です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

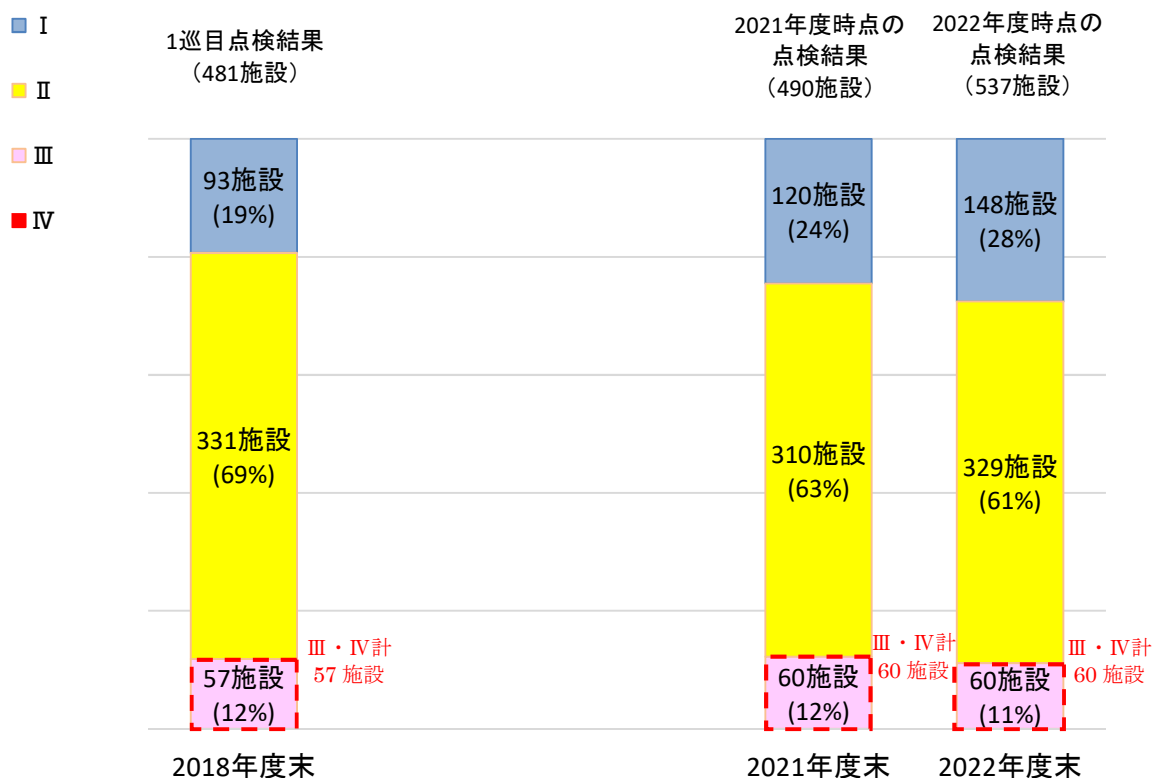


図3-21 各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 46%、Ⅱ 41%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 68%、Ⅲ 31%、Ⅳ 1%、道路附属物等：Ⅰ 28%、Ⅱ 61%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%です。

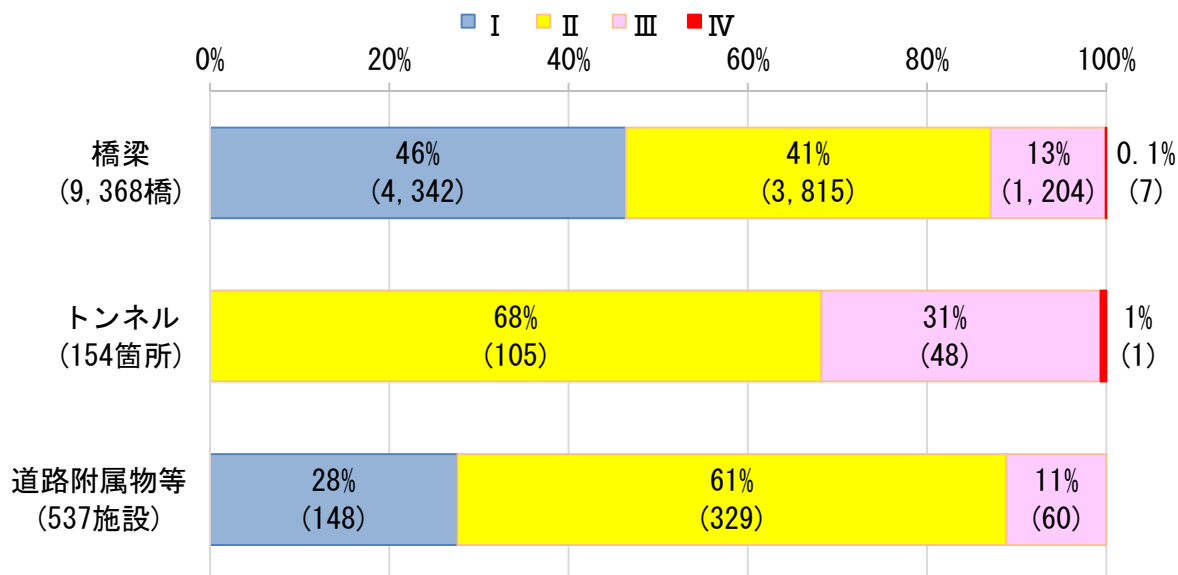


図3-22 2022年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。



## (6) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（管理者別）

### 1) 国土交通省

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 36%、II 49%、III 15%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 61%、III 39%、IV 0%、道路附属物等：I 27%、II 59%、III 14%、IV 0%です。

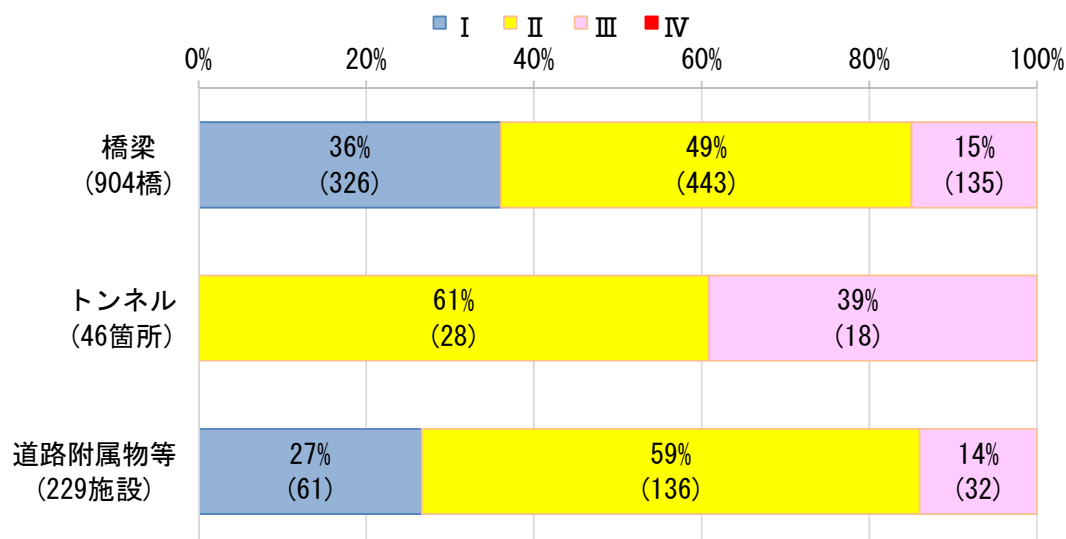


図3-23 2022年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### 2) 高速道路会社

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 29%、II 69%、III 2%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 70%、III 30%、IV 0%、道路附属物等：I 49%、II 51%、III 1%、IV 0%です。

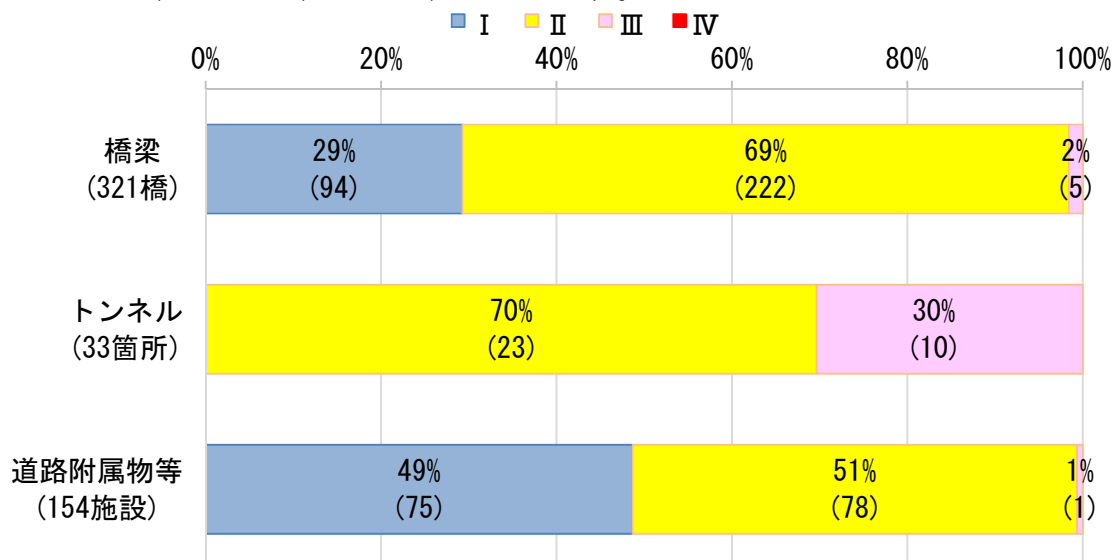


図3-24 2022年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### 3) 県

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 53%、Ⅱ 28%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0.04%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 75%、Ⅲ 25%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 8%、Ⅱ 74%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0%です。

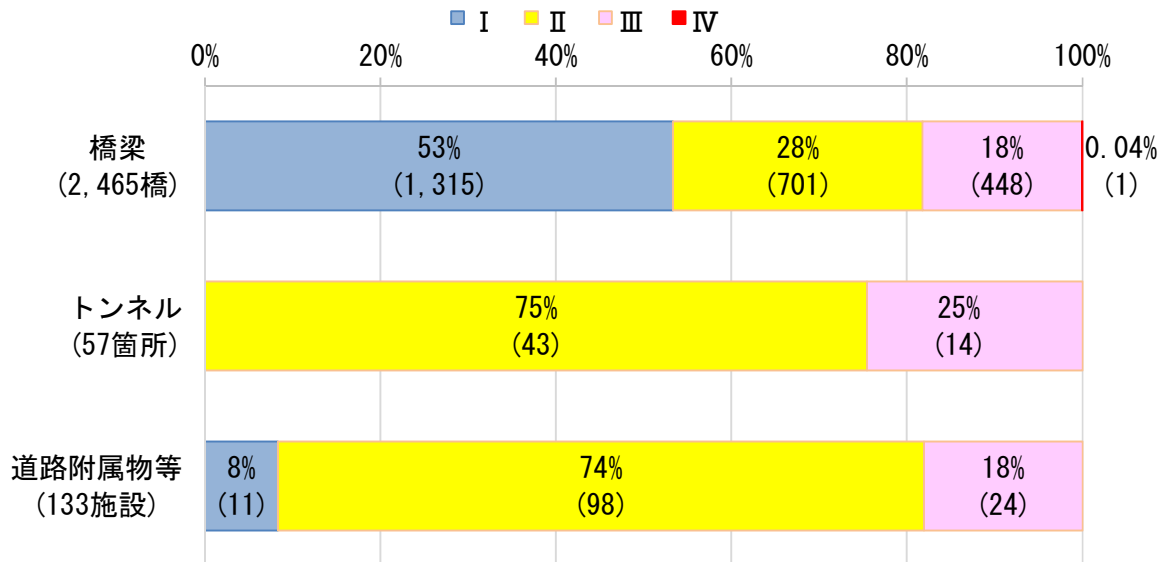


図3-25 2022年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### 4) 市町村

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 46%、Ⅱ 43%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 61%、Ⅲ 33%、Ⅳ 6%、道路附属物等：Ⅰ 5%、Ⅱ 81%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0%です。

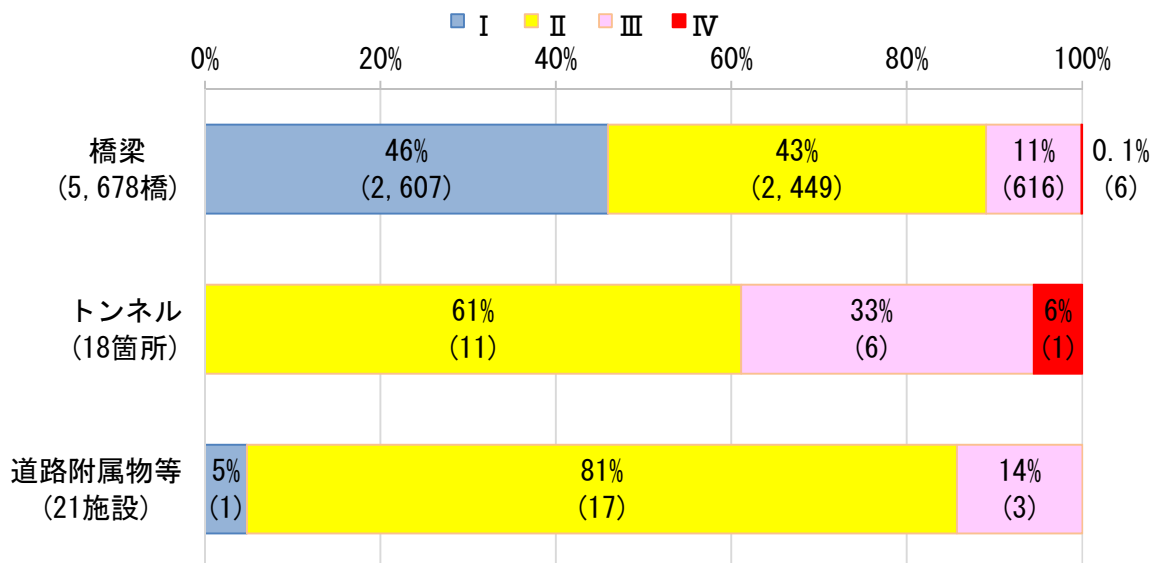


図3-26 2022年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

#### 4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

##### (1) 1 巡目点検（2014～2018 年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

###### ○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

###### ○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

##### 1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2022 年度末時点）

1 巡目点検（2014～2018 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2022 年度末時点）は、橋梁 86%、トンネル 97%、道路附属物等 98%となっています。

表 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	827	712 (86%)	572 (69%)
トンネル	58	56 (97%)	46 (79%)
道路附属物等	55	54 (98%)	40 (73%)

2023.3 末時点

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置  
(2014～2018)



図 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置（2014 年度～2018 年度）

2023.3 末時点

措置着手率	: 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)
措置完了率	: 措置が完了した割合 (C/A)

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 84%です。

完了した割合は、国土交通省 70%、高速道路会社 50%、地方公共団体 69%です。

表 4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	98	98 (100%)	69 (70%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	92%	100%	100%	100%
				2016	83%	100%	100%	100%
				2017	37%	100%	100%	100%
				2018	41%	100%	100%	100%
高速道路会社	8	8 (100%)	4 (50%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	0%	100%	100%	100%
				2018	25%	100%	100%	100%
地方公共団体計	721	606 (84%)	499 (69%)	2014	91%	100%	100%	100%
				2015	76%	84%	84%	84%
				2016	65%	78%	78%	78%
				2017	68%	86%	86%	86%
				2018	43%	78%	78%	78%
県	176	173 (98%)	123 (70%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	94%	100%	100%	100%
				2016	77%	100%	100%	100%
				2017	67%	97%	97%	97%
				2018	36%	97%	97%	97%
市町村	545	433 (79%)	376 (69%)	2014	90%	100%	100%	100%
				2015	71%	81%	81%	81%
				2016	63%	74%	74%	74%
				2017	69%	78%	78%	78%
				2018	47%	64%	64%	64%
合計	827	712 (86%)	572 (69%)		69%	86%	86%	86%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

## ②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 93%です。

完了した割合は、国土交通省 85%、高速道路会社 22%、地方公共団体 93%です。

表 4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	20	20 (100%)	17 (85%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	80%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	50%	100%	100%	100%
高速道路会社	9	9 (100%)	2 (22%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	33%	100%	100%	100%
				2018	0%	100%	100%	100%
地方公共団体計	29	27 (93%)	27 (93%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	71%	71%	71%	71%
県	22	22 (100%)	22 (100%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
市町村	7	5 (71%)	5 (71%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	60%	60%	60%	60%
合計	58	56 (97%)	46 (79%)		79%	97%	79%	97%

**措置着手率** : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

### ③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、地方公共団体 96%です。

完了した割合は、国土交通省 69%、地方公共団体 78%です。

表 4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A) 措置完了率(C/A)	
					0% 20% 40% 60% 80% 100%	
国土交通省	32	32 (100%)	22 (69%)	2014	—	—
				2015	100%	100%
				2016	83%	100%
				2017	61%	100%
				2018	67%	100%
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2014	—	—
				2015	—	—
				2016	—	—
				2017	—	—
				2018	—	—
地方公共団体計	23	22 (96%)	18 (78%)	2014	—	—
				2015	100%	100%
				2016	100%	100%
				2017	70%	100%
				2018	80%	90%
県	19	19 (100%)	15 (79%)	2014	—	—
				2015	—	—
				2016	100%	100%
				2017	67%	100%
				2018	88%	100%
市町村	4	3 (75%)	3 (75%)	2014	—	—
				2015	100%	100%
				2016	—	—
				2017	100%	100%
				2018	50%	50%
合計	55	54 (98%)	40 (73%)		73%	98%

**措置着手率** : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。



## (2) 2巡目点検（2019～2022年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

### ①橋梁

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 41%、高速道路会社 100%、地方公共団体 43%です。

完了した割合は、国土交通省 10%、高速道路会社 0%、地方公共団体 19%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	113	46 (41%)	11 (10%)	2019	29%	100%	0%	88%
				2020	0%	88%	14%	16%
				2021	14%	16%	0%	26%
				2022	0%	26%	0%	26%
高速道路会社	3	3 (100%)	0 (0%)	2019	0%	100%	0%	100%
				2020	—	—	—	—
				2021	0%	100%	0%	100%
				2022	—	—	—	—
地方公共団体計	968	420 (43%)	185 (19%)	2019	52%	75%	27%	71%
				2020	27%	71%	10%	35%
				2021	10%	35%	4%	7%
				2022	4%	7%	—	—
県	426	215 (50%)	79 (19%)	2019	61%	95%	26%	92%
				2020	26%	92%	10%	54%
				2021	10%	54%	3%	3%
				2022	3%	3%	—	—
市町村	542	205 (38%)	106 (20%)	2019	47%	62%	27%	58%
				2020	27%	58%	9%	25%
				2021	9%	25%	6%	12%
				2022	6%	12%	—	—
合計	1,084	469 (43%)	196 (18%)		18%	43%		

2023.3末時点

**措置着手率** : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2巡目（2019～2022年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

## ②トンネル

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 57%、高速道路会社 0%、地方公共団体 100%です。

完了した割合は、国土交通省 14%、高速道路会社 0%、地方公共団体 54%です。

表 4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A) 措置完了率(C/A)	
					0% 20% 40% 60% 80% 100%	
国土交通省	14	8 (57%)	2 (14%)	2019	20%	80%
				2020	0%	50%
				2021	14%	43%
				2022	—	—
高速道路会社	5	0 (0%)	0 (0%)	2019	—	—
				2020	0%	—
				2021	0%	—
				2022	0%	—
地方公共団体計	13	13 (100%)	7 (54%)	2019	—	—
				2020	100%	100%
				2021	60%	100%
				2022	43%	100%
県	13	13 (100%)	7 (54%)	2019	—	—
				2020	100%	100%
				2021	60%	100%
				2022	43%	100%
市町村	0	0 (—)	0 (—)	2019	—	—
				2020	—	—
				2021	—	—
				2022	—	—
合計	32	21 (66%)	9 (28%)		28%	66%

**措置着手率** : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

### ③道路附属物等

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 48%、高速道路会社 0%、地方公共団体 89%です。

完了した割合は、国土交通省 8%、高速道路会社 0%、地方公共団体 56%です。

表 4-7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	25	12 (48%)	2 (8%)	2019	—	—	—	—
				2020	29%	43%	—	—
				2021	0%	100%	—	—
				2022	0%	47%	—	—
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	0%	—	—	—
				2021	—	—	—	—
				2022	—	—	—	—
地方公共団体計	18	16 (89%)	10 (56%)	2019	100%	100%	100%	100%
				2020	50%	100%	100%	100%
				2021	56%	100%	100%	100%
				2022	0%	33%	—	—
県	18	16 (89%)	10 (56%)	2019	100%	100%	100%	100%
				2020	50%	100%	100%	100%
				2021	56%	100%	100%	100%
				2022	0%	33%	—	—
市町村	0	0 (—)	0 (—)	2019	—	—	—	—
				2020	—	—	—	—
				2021	—	—	—	—
				2022	—	—	—	—
合計	44	28 (64%)	12 (27%)		27%	64%		

**措置着手率** : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019～2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 50%、高速道路会社 100%、地方公共団体 47%です。

完了した割合は、国土交通省 14%、高速道路会社 20%、地方公共団体 23%です。

表4-8 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	135	68 (50%)	19 (14%)	67 (50%)
高速道路会社	5	5 (100%)	1 (20%)	0 (0%)
地方公共団体系	1,071	501 (47%)	244 (23%)	570 (53%)
県	449	236 (53%)	88 (20%)	213 (47%)
市町村	622	265 (43%)	156 (25%)	357 (57%)
合計	1,211	574 (47%)	264 (22%)	637 (53%)

2023.3末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

## ②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 67%、高速道路会社 50%、地方公共団体 90%です。

完了した割合は、国土交通省 17%、高速道路会社 0%、地方公共団体 62%です。

表 4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	18	12 (67%)	3 (17%)	6 (33%)
高速道路会社	10	5 (50%)	0 (0%)	5 (50%)
地方公共団体計	21	19 (90%)	13 (62%)	2 (10%)
県	14	14 (100%)	8 (57%)	0 (0%)
市町村	7	5 (71%)	5 (71%)	2 (29%)
合計	49	36 (73%)	16 (33%)	13 (27%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

### ③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 59%、高速道路会社 0%、地方公共団体 89%です。

完了した割合は、国土交通省 6%、高速道路会社 0%、地方公共団体 37%です。

表 4 - 1 0 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	32	19 (59%)	2 (6%)	13 (41%)
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)
地方公共団体計	27	24 (89%)	10 (37%)	3 (11%)
県	24	22 (92%)	10 (42%)	2 (8%)
市町村	3	2 (67%)	0 (0%)	1 (33%)
合計	60	43 (72%)	12 (20%)	17 (28%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

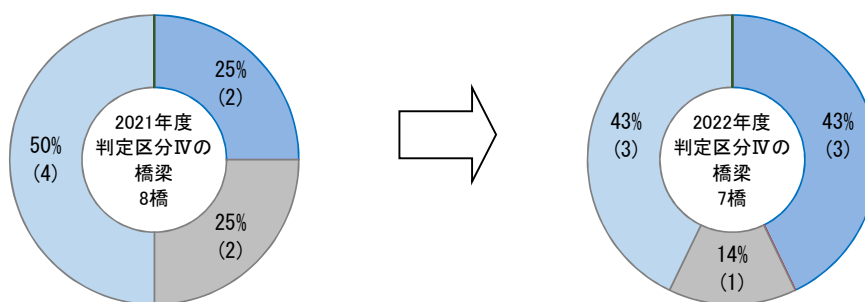
※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

#### (4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2021 年度末時点の 8 橋から 7 橋に減少し、内 3 橋は修繕・架替、1 橋は対応未定、3 橋は撤去・廃止中となっております。またトンネル及び道路附属物等が、2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

#### ○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む) ■ 撤去・廃止済等



(5) 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施設名：あらさわばし 荒沢橋  
 管理者：国土交通省  
 山形河川国道事務所  
 路線名：国道112号  
 位置：山形県西村山郡西川町  
 建設年：1978年（昭和53年）  
 主な損傷：床版ひびわれ



写真4-1 【全景】荒沢橋



写真4-2 【損傷】床版ひびわれ



写真4-3 【対策】床版打換

施設名：かみおそのごえばし 上遅越橋  
 管理者：国土交通省  
 山形河川国道事務所  
 路線名：国道113号  
 位置：山形県西置賜郡小国町  
 建設年：1968年（昭和43年）  
 主な損傷：主桁の腐食、変形・欠損



写真4-4 【全景】上遅越橋



写真4-5 【損傷】  
主桁の腐食、変形・欠損



写真4-6 【対策】主桁のあて板補修  
（塗替え塗装）



施設名：みょうざわばし 明沢橋  
 管理者：国土交通省  
 山形河川国道事務所  
 路線名：国道113号  
 位置：山形県西置賜郡小国町  
 建設年：1973年（昭和48年）  
 主な損傷：沓座モルタルの欠損など



写真4-7 【全景】明沢橋



写真4-8 【損傷】  
沓座モルタルの欠損



写真4-9 【対策】支承補修

施設名：よこきばし じょうげせん 横岫橋（上下線）  
 管理者：東日本高速道路(株) 東北支社  
 路線名：東北横断自動車道酒田線  
 位置：山形県西村山郡西川町  
 建設年：1999年（平成11年）  
 主な損傷：桁端部のはく離・浮き



写真4-10 【全景】横岫橋



写真4-11 【損傷】  
桁端部のはく離・浮き



写真4-12 【対策】  
桁端部の断面修復及び表面保護

## ②判定区分Ⅳの修繕事例（橋梁）

施設名：ごろやまばし五郎山橋  
 管理者：白鷹町  
 路線名：町道五郎山村松線  
 位置：山形県西置賜郡白鷹町  
 建設年：1934年（昭和9年）  
 主な損傷：橋台の欠損、床版のひび割れ・鉄筋露出



写真4-13 【全景】五郎山橋



写真4-14 【損傷】橋台の欠損



写真4-15 【対策】架替え

## ③判定区分Ⅱの修繕事例（トンネル）

施設名：ゆどのさん湯殿山トンネル  
 管理者：国土交通省  
           酒田河川国道事務所  
 路線名：国道112号  
 位置：山形県鶴岡市  
 建設年：1975年（昭和50年）  
 主な損傷：漏水



写真4-16 【全景】湯殿山トンネル

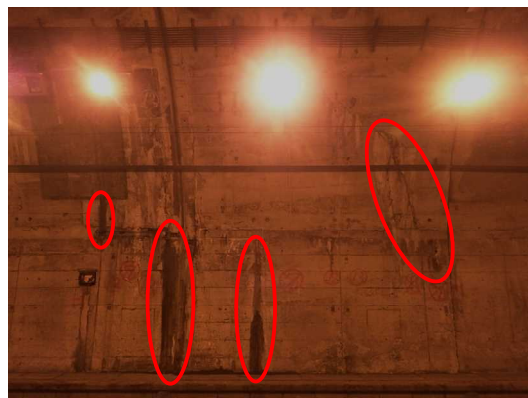


写真4-17 【損傷】漏水

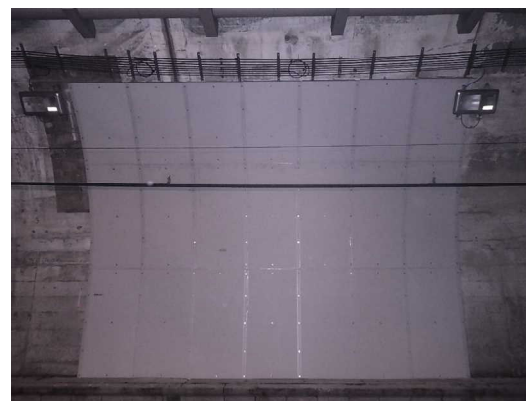


写真4-18 【対策】面導水設置



施設名：あおさわだいいちずいどう青沢第一隧道  
 管理者：山形県  
 路線名：一般国道 344 号  
 位置：山形県酒田市  
 建設年：1962 年（昭和 37 年）  
 主な損傷：坑門・覆工の浮き、剥離、欠損、漏水



写真 4-19 【全景】青沢第一隧道  
 （酒田側より撮影）

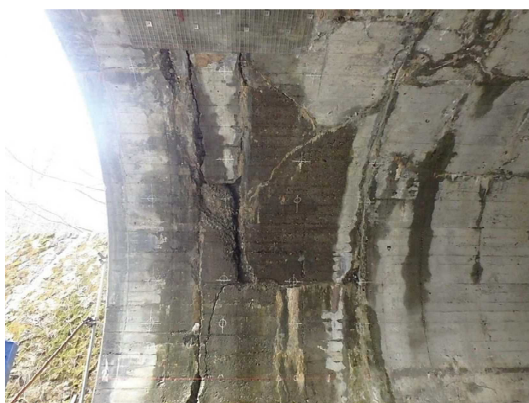


写真 4-20 【損傷】  
 覆工の浮き、剥離、欠損、漏水

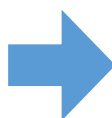


写真 4-21 【対策】覆工修復工、  
 覆工背面充填、ロックボルト補修、  
 鋼板設置

#### ④判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施設名：きよかわ清川スノーシェッド  
 管理者：国土交通省  
 酒田河川国道事務所  
 路線名：国道 47 線  
 位置：山形県東田川郡庄内町  
 建設年：1978 年（昭和 53 年）  
 主な損傷：横梁の変形・欠損



写真 4-22 【全景】清川スノーシェッド



写真 4-23 【損傷】横梁の変形・欠損

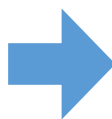


写真 4-24 【対策】横梁の部材交換

## 5 道路メンテナンス会議の取り組み

山形県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした2014年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、山形県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。

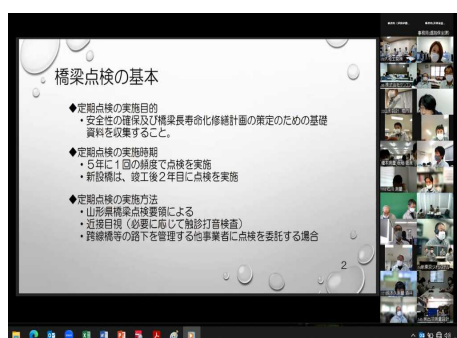


写真5-1

山形県道路メンテナンス研修（WEB）



写真5-2

現地研修（近接目視による点検）



写真5-3 現地研修  
（新技術による点検）

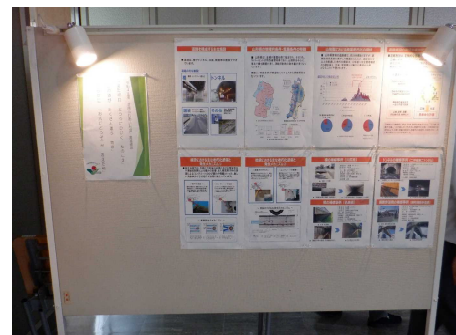


写真5-4 パネル展の開催  
（県庁1Fロビー内）

## 山形県道路メンテナンス会議(構成機関)

山形県県土整備部道路保全課

山形県村山総合支庁建設部道路課

山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県最上総合支庁建設部道路計画課

山形県置賜総合支庁建設部道路計画課

山形県置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

山形県庄内総合支庁建設部道路計画課

山形市都市整備部道路整備課・道路維持課

上山市建設課

天童市建設部建設課

山辺町建設課

中山町建設課

寒河江市建設管理課

河北町都市整備課

西川町建設水道課

朝日町建設水道課

大江町建設水道課

村山市建設課

東根市建設部建設課

尾花沢市建設課

大石田町建設課

新庄市都市整備課

金山町環境整備課

最上町建設水道課

舟形町地域整備課

真室川町建設課

大蔵村地域整備課

鮭川村農村整備課

戸沢村建設水道課

米沢市建設部土木課

南陽市建設課

高島町建設課

川西町地域整備課

長井市建設課

小国町地域整備課

白鷹町建設課

飯豊町地域整備課

鶴岡市建設部土木課

酒田市建設部土木課

三川町建設環境課

庄内町建設課

遊佐町地域生活課

東日本高速道路(株)東北支社

東北地方整備局道路部

東北地方整備局山形河川国道事務所

東北地方整備局酒田河川国道事務所

(オブザーバー)

(公財)山形県建設技術センター

会 長 東北地方整備局山形河川国道事務所長

副会長 山形県県土整備部道路保全課長

事務局 山形県県土整備部道路保全課

東北地方整備局道路部

東北地方整備局山形河川国道事務所

東北地方整備局東北技術事務所

東北道路メンテナンスセンター

### 問い合わせ窓口(事務局)

○山形県県土整備部道路保全課 道路メンテナンス担当

電話023-630-2608

○東北地方整備局山形河川国道事務所 道路管理第二課 道路メンテナンス担当

電話023-688-8421(内440)